

別紙3（第7条関係）

会 議 結 果 の お 知 ら せ

令和6年度第1回宮古市空家等対策推進協議会を、次のとおり開催しました。

令和6年7月9日

宮古市空家等対策推進協議会

- 1 開催日時
令和6年7月1日（月）15時30分～16時20分
- 2 開催場所
宮古市役所本庁舎 4階特別会議室
- 3 議題
（1）会長及び副会長の選任について
（2）宮古市の空き家対策の現状について
（3）令和6年度宮古市空家等利活用補助金について
- 4 会議の概要
すべて承認及び了解を得た
※詳細は別紙のとおり
- 5 問い合わせ先
宮古市空家等対策推進協議会事務局
（宮古市 企画部 企画課 地域創生推進室）
電話：0193-65-7056

令和6年度第1回宮古市空家等対策推進協議会【会議録】

- 1 日時 令和6年7月1日(月) 15時30分～16時20分
- 2 場所 宮古市役所本庁舎 4階特別会議室
- 3 委員 12名(委員12名中半数以上の出席につき、会議成立)
 - (1) 出席者：11名
 - ① 山本 正徳 ② 畠山 智章 ③ 昆 裕之 ④ 腹子 徹哉
 - ⑤ 中村 裕三 ⑥ 伊藤 勝博 ⑦ 川又 講平 ⑧ 坂下 幸子
 - ⑨ 小林 徳光 ⑩ 澤出 清蔵 ⑪ 工藤 正行
 - (2) 欠席者：1名
 - ① ガルシア 小織
- 4 事務局 出席者：5名
 - (1) 企画部
 - ① 企画部長 多田 康 ② 企画課長 箱石 剛
 - ③ 企画課 地域創生推進室長 竹田 真吾
 - ④ 企画課 地域創生推進室 主任 田中 与土
 - (2) 都市整備部
 - ① 建築住宅課 建築指導室長 芳賀 紀子
- 5 傍聴者 0名
- 6 挨拶 山本 正徳 宮古市長
- 7 議事等 15時30分、企画課長が会議の成立要件に基づき協議会の開会を宣言。委員長が選任されるまで企画課長が会議を進行。以下の内容について審議等を行った。※質疑応答等は別紙のとおり。
 - (1) 会長及び副会長の選任について
(説明者) 企画課 地域創生推進室
事務局案のとおり、次の者で承認された。
 - ① 会 長 伊藤 勝博
 - ② 副会長 中村 裕三
 - (2) 宮古市の空き家対策の現状について
(説明者) 企画課 地域創生推進室
事務局から資料に基づき報告し、了解を得る。
 - (3) 令和6年度宮古市空家等利活用補助金について
(説明者) 企画課 地域創生推進室
事務局から資料に基づき、申請内容について審議し、原案とおり承認された。
- 8 その他 (1) 傍聴者の取り扱いについて
(説明者) 委員
委員からの質疑について事務局が説明し、了解を得る。

(別紙)

【会議録】令和6年度第1回宮古市空家等対策推進協議会（公開用）

質問・意見	回答
<p>【議 事】</p> <p>(1) 会長及び副会長の選任について 説明者：企画課地域創生推進室</p> <p>※質問・意見なし。</p>	
<p>(2) 宮古市の空き家対策の現状について 説明者：企画課地域創生推進室</p> <p>※質問・意見なし。</p>	
<p>(3) 令和6年度宮古市空家等利活用補助金について 説明者：企画課地域創生推進室</p> <p>(委員) 申請によって解体費等の金額に差があるが、業者の違いもあると思うが、事務局ではどのように捉えているか。</p> <p>(委員) 所有者が亡くなっていれば、戸籍や相続人の皆さんの同意書を得る必要があるが、今回、審議されている物件はすべて書類が整っているものか。</p>	<p>(事務局) 見積書は申請者が直接、業者から取得しているので、金額に開きがあることは現実的にございます。 重機が入れない場所は人力となり金額が上がる等、現場や物件により金額が変わる場合があり、金額の差は様々な要因があることが考えられます。</p> <p>(事務局) すべて、資料は整っております。 なお、昨年度から問い合わせをいただいた方もおり、申請時点で必要書類が整っている方が多くいました。</p>

(別紙)

【会議録】令和6年度第1回宮古市空家等対策推進協議会（公開用）

質問・意見	回答
<p>【その他】</p> <p>(1) 傍聴者の取り扱いについて 説明者：委員</p> <p>(委員) 傍聴者の取り扱いについて説明いただきたい。</p> <p>(委員) 今回の会議資料に個人情報に含まれていないか。</p> <p>(委員) 今後、傍聴者がでてくる可能性があることを認識させていただきました。</p> <p>(委員) 資料配布は傍聴者にしないことで良いか。</p>	<p>(事務局) 会議の公開については、市で規定が定められています。 市に關係する審議会毎に会議開催案内を行い、傍聴要領を定め、希望される方が傍聴できことになっていることから、当協議会でも傍聴席を設け公開しておりますが、本日の傍聴者は0名でした。</p> <p>(事務局) 資料に写真等の掲載はありますが、住所等の情報は地区名のみとなっておりますので、個人を特定できる情報にはなっておりません。</p> <p>(事務局) なお、この協議会については、近年、傍聴者はありません。</p> <p>(事務局) 今回の資料内容による配布はいたしません。なお、傍聴者は意見・質問もできないことになっております。</p>

以上